

強者の戦略

東大日本史のみかた 36 [問題編]

こんにちは、日本史の岡上です。さて、第 36 回となる今回は 2018 年の東大日本史の第 3 問を取り上げてお話をしていきたいと思います。さあ、しっかり問題を考えてみてください。

【2018 年度 東京大学 文科前期 第 3 問】

1825 年、江戸幕府は異国船打払令（無二念打払令）を出した。この前後の出来事に関して述べた、次の(1)～(5)の文章を読んで、下記の設問 A・B に答えなさい。

- (1) 1823 年、水戸藩領の漁師らは、太平洋岸の沖合でイギリスの捕鯨船に遭遇した。彼らは、その際に密かに交易をおこなったとの嫌疑を受け、水戸藩の役人により処罰された。
- (2) 1824 年、イギリス捕鯨船の乗組員が、常陸の大津浜に上陸した。幕府および水戸藩は、この事件への対応に追われた。
- (3) この異国船打払令を将軍が裁可するにあたり、幕府老中は、近海に出没する異国の漁船については、格別の防備は不要であるとの見解を、将軍に説明していた。
- (4) 異国船打払令と同時に、幕府は関連する法令も出した。それは、海上で廻船や漁船が異国の船と「親しみ候」事態について、あらためて厳禁する趣旨のものであった。
- (5) 1810 年から会津藩に課されていた江戸湾の防備は 1820 年に免除され、同じく白河藩による防備は 1823 年に免除された。以後、江戸湾の防備は、浦賀奉行および房総代官配下の役人が担当する体制に縮小され、1825 年以後になっても拡充されることがなかった。

設 問

A 異国船打払いを命じる法令を出したにもかかわらず、(5)のように沿岸防備を強化しなかった幕府の姿勢は、異国船に対するどのような認識にもとづいたものか。2 行以内で説明しなさい。

B 異国船打払令と同時に(4)の法令も出されたことから、幕府の政策にはどのような意図があったと考えられるか。3 行以内で述べなさい。